

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(公共工事)

[競争入札によるもの]

審査対象期間 平成22年7月1日 ～ 平成23年1月31日契約締結分

番号	公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争等の別(総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
1	上町宿舍および浜坂宿舍の解体工事	支出負担行為担当官鳥取労働局総務部長 安達佳弘 鳥取市富安2-89-9	平成23年1月13日	八幡コーポレーション株式会社	一般競争入札	-	1,354,500	-		審議済 (所見なし)
2	倉吉労働基準監督署及び倉吉公共職業安定所の照明設備改修工事	支出負担行為担当官鳥取労働局総務部長 安達佳弘 鳥取市富安2-89-9	平成23年1月20日	大和設備倉吉株式会社	一般競争入札	-	5,355,000	-	1者	審議済 (所見なし)

※ 備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいなかったものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

## 公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果(公共工事)

[随意契約によるもの]

審査対象期間 平成22年7月1日 ～ 平成23年1月31日 契約締結分

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由〔企画競争又は公募〕	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
該当案件なし										

※ 備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいなかったものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

〔競争入札によるもの〕 審査対象期間 平成22年7月1日 ～ 平成23年1月31日契約締結分

番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	一般競争入札・指名競争等の別 (総合評価の実施)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	備考	公共調達審査会 審議結果状況 (所見)
3	プリンタワゴン8台他3件の購入	支出負担行為担当官 鳥取労働局総務部長 安達 佳弘 鳥取市富安2-89-9	平成22年11月12日	株式会社 岩田兼商店 鳥取市本町2-221	一般競争入札	-	1,287,300	-		審議済 (所見なし)
4	鳥取労働局外7カ所のテレビ等の購入・設置	支出負担行為担当官 鳥取労働局総務部長 安達 佳弘 鳥取市富安2-89-9	平成22年11月16日	株式会社 愛進堂 鳥取市商栄町221-1	一般競争入札	-	1,165,132	-	1者	審議済 (所見なし)
5	自動体外式除細動器(AED)8台の購入	支出負担行為担当官 鳥取労働局総務部長 安達 佳弘 鳥取市富安2-89-9	平成23年1月13日	ALSOK山陰(株) 島根県松江市朝日町 477-17	一般競争入札	-	831,600	-		審議済 (所見なし)

※ 備考欄には、以下の①から⑤に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいなかったものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。

公共調達審査会審議対象一覧及び審議結果（物品・役務等）

[随意契約によるもの] 審査対象期間 平成22年7月1日 ～ 平成23年1月31日契約締結分

番号	物品・役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数(人)	備考	公共調達審査会審議結果状況(所見)
	該当案件なし										

※ 備考欄には、以下の①から③に該当する場合には、当該符号を付すこと。

- ① 低入札価格調査の対象となったものにあつては、「低入札」。
- ② 随意契約見直し計画において一般競争入札等に移行することとされていたが移行していないものにあつては、「未措置」。
- ③ 競争入札、企画競争又は公募をしたが、応札者が1者しかいなかったものにあつては、「1者」。
- ④ 新規案件で競争性のない随意契約であるものにあつては、「新規」。
- ⑤ 委託契約金額に占める再委託金額の割合が2分の1を超えるものにあつては、「再委託」。